



# 標津町いじめ防止基本方針

## 《 いじめの認知 》

【令和4年度概要版】

いじめは、被害を受けた児童生徒の立場で判断する。たとえ「遊び」や「ふざけ」のつもりでも、被害を受けた児童生徒が「つらい」と感じていれば、それは「いじめ」である。

## 《 教育委員会が実施する施策 》

### 1 いじめの防止

- (1) 児童生徒同士が、いじめの問題を自分ごととして捉え、考え、議論する自主的な活動を推進する。
- (2) 幼児期においても、相手を尊重する気持ちをもって行動できるような取組を推進する。【こども園】
- (3) 就学前のガイダンス等の機会で、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を説明する。

### 2 関係機関との連携

- (1) 学校が、いじめに係る状況や対策などを保護者や地域関係者等と、早期に情報共有しながら、連携・協働した取組を進められるよう支援する。

### 3 いじめ防止のための環境整備と支援

- (1) 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むよう、学校指導體制の整備に努め、学校運営の改善を支援する。

### 4 いじめ事案への対処

- (1) いじめ事案への対処の際に、迅速に必要な措置を講ずるよう指示すると共に、学校への支援を充実させ、報告・相談しやすい関係を醸成し、学校や教職員の孤立化を防ぐ。

## 《 学校等が実施する施策 》

### 1 いじめ基本方針の中核的内容の明確化

- (1) 校内「いじめ防止プログラム」を策定し、情報共有の手順と情報共有すべき内容を明示する。
- (2) 「早期発見・事案対処マニュアル」を策定し、年間を通じた具体的活動を行う。
- (3) 加害児童生徒が抱える問題を解決するための対応方針等を全教職員で共通理解しておく。
- (4) 学校のいじめ防止基本方針の取組目標を設定し、学校評価において評価する。
- (5) 年度当初、いじめ防止基本方針の内容を児童生徒に説明し、ブログ等を活用して地域・保護者に周知する。

### 2 いじめ対策組織の意義・構成・役割の明確化

- (1) 個人で事案の「抱え込み」を防ぐために、いじめ対策組織体制を構築する。

### 3 いじめ防止・早期発見等に関する取組

- (1) 児童生徒に対して、傍観者とならずいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- (2) 児童生徒に関する情報を把握し、学校生活の節目の指導に適切に反映させる。
- (3) アンケート調査や個人面談におけるSOSの発信や、児童生徒からの相談に対して、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。
- (4) 入学式や年度の開始時等に、いじめの未然防止や早期発見・事案対処における学校の取組や家庭の役割について、保護者間の共通理解を図る機会を設定する。

### 4 いじめ事案への対処

- (1) いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒の安全・安心を確保し、教育委員会に報告する。
- (2) いじめを行った児童生徒や周りの児童生徒に対して、解決に向けた継続的な指導を行う。
- (3) 加害被害双方の児童生徒・保護者と情報を共有し、合意形成を図るよう寄り添い続ける。

標津町教育委員会